

幼稚園・保育所のあゆみと幼児教育

岩城 富美子

前回は主として家庭教育の面から、幼児教育の問題を考えた。今回は幼稚園・保育所を含めたいわゆる施設における幼児教育の問題に焦点をあててみたい。

(一) 施設教育の出発

わが国において幼児を対象とした施設教育のあゆみを考える場合には、どうしても現お茶の水女子大学付属幼稚園(当時の東京女子高等師範学校附属幼稚園)が、明治九年に創立された時代的背景を回顧しないわけにはいかない。

同幼稚園の設立に努力したのは、中村敬宇と文部大輔田中不二麿であった。いうまでもなく中村敬宇は、福沢諭吉や加藤弘之などとならび称せられた明治初期の啓蒙思想家であり、田中不二麿は、岩倉大使に随行して欧米の教育制度を視察し、近代日本の教

育制度確立に努力した人物である。このことが端的に示すように、明治初期における同幼稚園の設立は、維新以来急速に進められていた海外文化輸入の波にのって、当時のいわゆる先覚者たちがいだいた幼児教育への関心が、政府の援助のもとに、実現をみたものであった。

したがって当初入園した幼児たちは、貴族や富豪の子弟であり、お附女中に伴われたり、馬車に乗って登園したりしたこと、あまりにも有名な逸話である。この幼稚園は決して庶民の子弟を対象として生まれたものではなかったが、ここで定められた幼稚園規則や、開設当初主任保母として迎えられた松野クララが導入したフレール教育法は、幼稚園教育の原型としてその後永く斯界の主流となったことは、周知の通りである。

わが国で初めて作られた幼稚園が、官立のものであったことと

对象的に、わが国における最初の保育所は、民間から、しかも微力な一市民の善意に基づいて誕生した。すなわち明治二十三年、赤沢鍾美・仲子夫妻によって、新潟静修学校で開かれた幼稚児保護会がそれである。静修学校は尋常小学科と中学科、夜間の文学専修科の三科をもった家塾であったが、そこに学ぶ生徒たちが、幼い弟妹たちの子守をしながら勉強しているのをみた夫人が、幼児たちを別室に集めて保育をしたことから始まった、という。それは、初めから託児所として出発したものではなかったが、生活に困窮した人たちがこれを伝え聞いて、足手まといになった子どもたちをあずかってもらったことから、次第に託児所としての体裁をととのえ、明治四十一年には守孤扶独幼稚児保護会と名称も改まり、名実ともに託児所となっている。

その後我が国における資本主義の進行に伴って、工場で働く婦人労働者の幼児をあずかり、労働能率の向上をはかった。たとえば鐘紡東京工場附設託児所のような、工場託児所の開設、第一次世界大戦後、経済不況に基づく社会不安への対策の一環として、大都市に設立された公立託児所等々、設置の経緯や規模はまちまちであったが、いずれも社会の変動と密接に関連して、家庭の保育に欠ける幼児の保育を目的とする保育所は、時代と共に変化して来ている。

(二) 戦後の幼児教育

さて、戦後における幼稚園や保育所は、社会の変化にともなうて、どのような変貌をとげたであろうか。まず法令的には、大正十五年に制定された幼稚園令の廃止と、学校教育法の制定があげられなければならない。周知のように戦後わが国の教育制度は、全面的に改定された。すなわち昭和二十一年三月、来日した対日合衆国教育使節団が提出した報告書に基づいて、教育刷新委員会が設けられ、その審議を経て、教育基本法・学校教育法・教育委員会法・教育公務員特例法・社会教育法など、わが国教育の基本的事項を定める法律の基礎が定められたのである。

この委員会において就学前教育のあり方についても検討され、幼稚園を学校体系の一部とし、それに従って幼稚園令を改正すること、なお五歳以上の幼児の保育を義務制にすることを希望するという事項が承認されたのは、二十二年一月であった。五歳児義務就学制は、財政上の困難から不幸にして実現をみず、六・三・三・四制の新しい制度が出現したのである。ここにおいて大正十五年に制定された幼稚園令は、小学校令・中学校令・その他の諸学校令と共に廃止され、幼稚園は三歳から就学までの教育を狙いとする教育機関として、学校教育体系の中に包摂されるに至った。

一方保育所については、二十二年十二月に公布された児童福祉法の第二四条において、保護者の労働または疾病等の理由によって、乳児、幼児を監護できない場合、保育所で保育することを、市町村の責任として定められた。

戦後戦災孤児や、引揚による孤児、浮浪児は巷にあふれ、敗戦後の日本における重大な社会問題であった。これら保護者のいない悲惨な子どものために、一時保護所・児童鑑別所・収容保護所が準備されたが、さらに児童問題の根本的解決をめざして、児童福祉法が制定されたのである。

その第一条「すべて国民は、児童が心身共に健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。すべて児童はひとしくその生活を保障され愛護されなければならない」とあるように、すべての児童の健全育成を狙いとするものであり、保育に欠ける子どものための施設は、保育所という新たな名称のもとに、児童福祉施設の一つとして法的に位置づけられるに至った。

戦後幼稚園も保育所も、国家的規模において制度化されたことは、一つの新たな前進であった。しかしさきにも述べたように、幼稚

表 1 戦後における幼稚園数、園児数、修了者の推移

	幼稚園数	園 児 数	幼稚園修了者 %
昭和20年	1,451	143,472	9.39
21	1,303	143,702	5.59
22	1,480	197,623	5.43
23	1,529	198,868	6.97
24	1,787	228,607	7.77
25	2,100	224,306	8.63
26	2,455	244,423	10.02
27	2,874	370,667	12.08
28	3,490	519,750	14.02
29	4,471	611,609	17.78
30	5,426	643,683	20.14
31	6,401	651,253	21.77
32	6,620	663,253	23.63
33	6,837	673,879	25.88
34	7,030	699,778	26.77
35	7,206	742,327	28.90
36	7,217	799,085	31.14
37	7,377	855,909	33.01
38	7,687	935,805	36.40
39	8,022	1,060,968	38.85
40	8,551	1,132,434	41.25
41	9,083	1,221,926	
42	9,588	1,314,607	

園が一つの「教育」機関として文部省の管轄下に組み入れられ、保育所は保育に欠ける乳幼児を「保育」する施設として厚生省の管轄下で運営されることとなって、幼児教育が制度的に二元化されたことは、一つの新たな問題性を生み出すこととなったのである。

(三) 戦後における幼稚園・保育所

表1は文部省統計資料によるものであるが、昭和二十年以降逐年的に幼稚園数及び園児数が増加している。特に戦後数年に亘る出生数の激増の影響をうけて、二十五、六年頃から入園児数が急

増し、園数も毎年おびただしく増えている。

また小学校入学児童について、幼稚園修了者百分率をみると、二十一年にはわずかに五%台であったものが、逐年増加し、二十六年には一〇%台に上昇している。さらに三十年には二〇%、三十六年では三〇%、四十年には四〇%を越え、四十三年度の学校基本調査では、入学児童の内二人に一人は幼稚園修了者であるとの結果が、最近の紙上で報じられた。

これはあくまで全国平均であるから、都市の場合の普及率は、はるかにそれを上廻っているのが実状であろう。明治十二年における全国での総園数四ヶ所、園児数二百五十三名の数字や、フレール会の建議書に基づいて、最初の総合的幼稚園教育法ともいうべき、「幼稚園保育及び設備規程」が制定された前後における、幼稚園修了者（小学校入学児童中）一%未満の数字に比較すると、まさに隔世の感である。

戦後における幼稚園児増加の背景としては、絶対数の増加ももちろん重要な一因であるが、さらに教育基本法に象徴されるような新しい教育観や、児童憲章にうたわれたような児童尊重の精神の浸透に加えて、文化水準や生活意識の戦後における急速な上昇も、重要な支柱となっていることを見逃がせない。

表 2 保育所の普及

	保 育 所 数	園 児 数
昭和 26	4,113	340,731
27	5,175	514,145
28	5,685	537,152
29	6,903	565,365
30	8,000	579,031
31	8,537	587,737
32	8,974	591,776
33	9,350	598,974
34	9,549	608,825
35	9,782	637,187
36	9,977	658,494
37	10,221	692,729
38	10,450	753,678
39	10,708	781,389
40	11,053	805,136

表 3 配偶関係別女子労働の構成割合

	未 婚	有 配 偶	離 不 別
昭和 37	58.1	28.7	13.2
38	56.8	30.5	12.7
39	55.7	32.3	12.6
40	53.4	34.4	12.2
41	52.4	35.4	12.2
42	49.1	40.3	10.6

保育所の普及については表 2 を参照されたい。保育所についてはもほぼ同様の傾向がみとめられる。保育所の充実に要望する意見は、昭和三十八年七月と三十九年十月の二回に亘って提出された中央児童福祉審議会保育制度特別部会の中間報告や、四十一年七月の青少年問題審議会の意見具申等を引用するまでもなく、マスコミでもしばしばとり上げられている。保育所保育ということが今日大きく社会問題として脚光をあびるようになった背景には、戦後から今日に至る政治・経済・社会・思想など、諸条件の推移が考えられるが、さきの中間報告の中でも言われているように、

- ・ 婦人の自覚と欲求
- ・ 農村などの労働不足
- ・ 貧困感と消費生活上への意欲の増大

・社会的保育への期待

・人づくりへの要請など、種々さまざまな要因があげられる。たとえば女子労働者について配偶関係をみると、表3のように、相対的には未婚者が多いが、これが過去数年間において横ばいであるのに比べて、有配偶者の比率は逐年増加し、四十二年度には四〇％台に達している。既婚者の職場進出、従ってその育児問題は、等閑視できぬ一つの社会的課題となったわけである。

これらの事情に應じるかのように、過去十年間において保育所の数は相当に増加してきた。(表4)しかしまだまだ不足し、四十一年度末現在で、約四千、収容人員約三十万人分の不足が推定されている。

表 4

		保育所数	定員数
昭和31年	実数	8,768	685,332
	指数	100.0	100.0
昭和42年	実数	12,158	980,787
	指数	138.7	143.1

31年 厚生省 社会福祉統計年報
42年 " 社会福祉施設調査

(四) 集団保育の問題性

保育所保育の増大は最近の一つの傾向であるが、危惧すべき点はないのであろうか。これについては、施設における幼児の集団保育(養護施設、保育所を含めて)の問題としてとり上げられている。日本保育学会におけるシンポジウムとして、「家庭教育と集団保

育」というテーマのもとに、保育心理学の立場、乳幼児の精神衛生の立場、また教育学の立場、それぞれの間においてきわめて活発な討論が行なわれたのは、一九六六年であった。本来家庭で営まれる保育と、保育所で行なわれる保育は、その目標や機能を異にするものであって、その両者は相補うことによって、幼児の全人的発達を期待すべきものであろう。にもかかわらず両者はしばしば対比的に論じられることが多い。

やや旧聞に属するが、昭和三十八年中央児童福祉審議会の中間報告が出された直後、当時関西保育問題研究会会長であった松田道雄氏と、厚生省児童局長であった黒木利克氏の間、再三に亘って興味ある論争が展開された。黒木氏は政府の「家庭づくり、人づくり政策」にそって、家庭教育を主張したのに対して、松田氏は幼児期教育の本質と、現代の社会的必要性から、特に保育所保育の必要性を主張したものであった。

また守屋光雄氏は継年研究の結果から、幼児期の集団保育に積極的意義をみとめ、教育基本法がめざすような自主独立性・主体性・創造性ならびに協力協調性の発達した人格形成は、主として集団保育の中で期待できるとしている。さらに集団保育開始の時期については、保育条件がよければ、生後三ヵ月からでもよく、歩行や言語によるコミュニケーションが可能になる乳児期の終り頃には、進んで集団保育の機会を与えるべきであり、三歳以上のす

べての子どもにも集団保育の権利が保証されねばならぬと主張している。しかし一方専門家の間にも、集団保育に対して消極的、ないしは否定的意見のあることは、すでに周知の通りである。ホスピタリズムや、母性的愛情（接触をも含めて）の欠乏によって、発達遅延や性格形成における歪曲を論じた研究は、スピッツ・Rやボウルヴィ・Jの報告、あるいはキプツにおける幼児教育の修正をはじめとして、内外にかなりの資料が出ている。

牛島義友氏は発達遅延のその要因として、保育行動の不足、愛情の不足、一定の保育者が得られない、子どもの欲求に対する反応の仕方をあげているが、親と子が一对一の関係で養育を行なう家庭的場と、一人の保育者が多数（規準内ではあるが）の幼児を保育する場との基本的相違に根ざすものである。

幼児の集団保育に対する功罪あるいは是非については、それぞれの立場から、それぞれの立論がなされている現状であるが、保育人数、保育方法、保育の性格等を含めた保育条件と、幼児の年齢の相違によって、効果が異なってくるのもまた事実である。筆者はある保育園で、全く偶然に次のような光景を目撃した。一歳台の幼児が七、八人、ある子は先生の横から、ある子は背後から、中にはスカートの端をひっぱりながら、文字通り、まつわり、ついで、絵本を読んでもらっていた。すっかり占領されてそばに割り込めなくなった一人の女の子が、なげ出された先生の足の、親指

をそっと握って、ようやく安心したような顔……。」「どうもお行儀の悪いところを見つかってしまつて……。」と、くだんの保育さんは恐縮顔であつたが、このような必ずしも合理的ではないふんい気が、時には必要なかしら？と考えさせられたものである。ともあれ、前項にも述べたように、戦後の社会的変化は、婦人の職場進出と保育所保育の必要性を増大させる傾向にある。集団保育の効果については、単に研究者の関心であるだけでなく、広く保育実践者の間においてこそ、追求されるべき課題ではないであらうか。

参考文献

- ・近代日本総合年表
- ・保育制度と保育機関の普及の歴史——岡田正章
- （就学前教育事典）
- ・保育目的の歴史——久保いと
- ・保育問題をこう考える——昭和三十八年七月
- 中央児童福祉審議会保育制度特別部会中間報告
- ・日本の幼稚園——上笙一郎・山崎朋子
- ・保育心理学——守屋光雄
- ・乳幼児集団保育の手引——全国社会福祉協議会編
- 乳児福祉協議会編
- ・キプツ——山根常男
- ・国民の福祉の動向——厚生省統計協会